

1 事業概要

生活困窮者自立支援法に基づき、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのあるものに対し、就労支援を行うもの。

2 より効果的な支援を行うための改編

- 事業利用者の増加に対応し、対象者一人ひとりに対し、きめ細やかな就労支援を実施するための支援体制の整備・強化
- 就職後も再び経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなることはないよう、職場定着に向けた支援の充実のための支援体制の整備・強化

3 平成29年度と平成30年度の変更点

○ 平成29年度支援体制

キャリアカウンセラー(常勤) 1名
キャリアカウンセラー(非常勤) 1名
求人開拓員 1名



○ 平成30年度支援体制

キャリアカウンセラー(常勤) 2名
求人開拓員 1名